

## 冤罪事件の原点としての帝銀事件

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2019-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山際, 永三 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/20493">http://hdl.handle.net/10291/20493</a>

第9回企画展「帝銀事件と登戸研究所」記録  
特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」

冤罪事件の原点としての帝銀事件

山際 永三

映画監督, 帝銀事件再審をめざす会代表

---

はじめに

山際と申します。「帝銀事件再審をめざす会」という会を作って活動しております。今日は大勢の方がわざわざ遠いところ、帝銀事件に関心を持ってくださって来ていただき、本当に感謝いたします。

先程から話が出ている通り、帝銀事件はもう第二十次という（再審請求がなされています）。これは日本の冤罪事件の中でも非常に珍しい。例えば、免田栄さんは死刑から再審で無罪になりましたが、（免田事件と呼ばれる1948年熊本で起こった殺人事件の被告として死刑判決が下されるが、のち再審で1983年無罪となる）第六次再審でやっと無罪になって出てきたという事です。再審というのは何度やってもいいので何遍でもやるんですが、新しい証拠がなければ駄目という事で却下される例が多いんです。帝銀事件はなんと二十次まできてしまった。これは一体どういう事なのかという事を今日お話しして、皆さんにご理解いただきたいと思います。

私は映画監督を仕事としております。1970年代は円谷プロダクションでウルトラマンシリーズなどを撮って、もっぱら子供のためのテレビ番組を撮っていました。その頃、ちょうど70年代にいくつかの冤罪がありました。そういう事件に携わって冤罪の恐ろしさ、冤罪が何でこんなに多いのかという事を考えさせられました。その過程でお会いしたのが、この帝銀事件の支援を当時一生懸命やっておられた森川哲郎さんという方です。この方にお会いして色々アドバイスを受けて、冤罪というのはこうやって闘っていかなくちゃ駄目だという事を教わったりもしました。

そんな事で私も1970年代から帝銀事件支援の会員にはなっていたんですが、何かの役に立つ事もできないままでした。平沢さんの養子になっていた森川哲郎さんの息子さんの森川武彦

さんが後を継いで再審請求を続けてきました。再審は肉親じゃないとできないという規定になっています。外国では第三者が再審を起こす場合もあるらしいんですが、日本では相続人じゃないと駄目なんですね。そういう事で、平沢さんの養子になった武彦さんが、平沢さんの亡き後に再審請求をおこないました。これが十九次です。その武彦さんも本当に悲惨な状態の中で亡くなってしまい、孤独死のような状態で亡くなってしまったので、その後を継いで、平沢さんの系統の親族の方が第二十次を起こすという事になりましたので、我々がもう一度やる事になり、弁護団も支援者もなんとか頑張ってやっていこうというところでございます。

浜田さんがもう話していただいた通り（本誌 121～162 頁参照）、日本の冤罪の特殊性と言いますか、拷問がなくても長期間あだこうだ言われると、人間は何とか取調べの場から逃げたいという気持ちで、裁判になれば何とか分かってくれるだろうという気持ちで犯人になりきってしまう。こういう病的な心理に陥っていく、という事が他の事件でも共通してあります。取調官は「秘密の暴露」を目指して捜査をして、今まで警察が知らなかった事を容疑者が自白すれば、それは犯人が自分で暴露したという事で警察が使う訳です。浜田さんが研究して明らかにされた事は、犯人じゃないから知らない、知らないから「無知の暴露」（強要されて自白を創作するが、実際とは違う事）という形でトンチンカンな事をどうしても残してしまうんですね。取調官も自分が現場にいた訳じゃありませんから、トンチンカンな事も受け入れて書いてしまう。それが調書です。そんな事で、日本では非常に冤罪が多い。

私のレジュメ（本誌 174 頁）は、表面に「日本における冤罪の系譜」、裏面に帝銀事件の年表を書きました。この帝銀事件の年表を見ていただければ大体この第二十次までの事が分かると思います。このレジュメで帝銀事件の事だけではなくて、他の冤罪事件についても若干お考えいただきたい。それが私の今日のテーマです。

勿論、ヨーロッパのイギリス・フランス、それからアメリカにも冤罪はあるんですね。冤罪はあるんですが、ヨーロッパの場合、特にイギリスでは冤罪が起きた場合、警察・捜査のシステムとか、司法関係が、今後は冤罪を起こさないようにしようとしている訳です。イギリスの場合は死刑になった事件の冤罪が後で分かったらしくて、これじゃいかんという事で。例えば、取り調べには弁護士が立ち会わなきゃいけないとか、色んな人権的な事をはっきりさせていく。弁護士が立ち会わないで取った調書、自白が証拠として採用されないという事になると、警察官も自分がそういう疑いを持たれないために、弁護士を呼んで弁護士立会いのもとに調書を取るという事を喜んでやるようになる。つまり、捜査そのものの体質が変わってくる訳ですね。そういう改革をイギリスとか、フランス、アメリカなどはやっていると思うんです。ところが日本の場合、まったくその反省がないんですね。これが、私が今日言いたい事の第一なんです。

日本では冤罪が多いな、という事はなんとなく報道でお分かりだと思うんですが、最初から「この事件は冤罪だ」と言う報道はしないんですね。そんな事を書いた新聞やテレビはほとん

どありません。最初は「犯人は捕まった。やれやれこれで安心だ」というような報道が多い。平沢さんの場合は、「北海道から連れてこられた有名な日本画家・平沢貞道さんが本当に犯人か？」というような論調がずいぶん新聞なんかには出ていました。しかも北海道から護送してくる時、真夏なので暑いにも関わらず毛布を掛けて荷物のように誤魔化して、ずっと東北本線の列車に乗せてきたのを見て、新聞記者が「これは人権侵害だ」と言ってですね、その事が国会で問題になる位に平沢さんの「白」説が最初はあったんです。ところが8月に捕まった後、9月になって平沢さんが自白したとなったら、もうコロッとひっくり返る。当時テレビはありませんが、新聞はもう完全に平沢「黒」説にワーッと流れていったという事実があります。戦後民主主義といわれた時代ですから、新聞記者は威張っていましたね。例えば裁判でも報道のカメラが裁判所の法廷の中に入って、しかも裁判官の後ろ側から法廷を撮影する。要するに「平沢さんの帝銀事件の裁判は大事件だから報道の自由があるんだ」と新聞記者が威張っているような時代だったんです。ところが、自白したとなったら戦後民主主義がガラッと駄目になった。そういうことが平沢さんの事件で言えるような気がします。それほど日本の戦後民主主義が弱かったと言いますか、まだ本物じゃなかったということなんですね。

## 1. 袴田事件および狭山事件

### (1) 袴田事件

レジュメにも書きましたように、他にもたくさんある冤罪の中で特に袴田事件、「清水こがね味噌会社事件」と最近言われておりますけれども。先程、浜田さんが、袴田事件は別の角度から見れば「清水事件」と言った方がいいんだという事を言っていました。この袴田事件は、1966（昭和41）年ですから、帝銀事件から比べればだいぶ後の殺人事件です。死刑判決となった事件ですが、一審の裁判官だった熊本典道さんが、後で、今から10年位前になって「間違っていた」と告白をするような事件でした。要するに「自分は死刑（判決）には反対で、有罪ではないと思ったが、あとの二人の裁判官がどうしても『これは有罪だ』と言うので自分は負け」という事を涙ながらに告白する。その場面を記憶されてる方もいると思います。

この袴田事件は、そういう意味では非常に珍しい展開をした事件ですが、事件当時の新聞報道を見ると、袴田さんの人格的な欠点とか、元プロボクサーだから暴力を振るうんだとか、男女関係がこうであったとか。プライバシーを全て暴露して「袴田が怪しい」という論調の新聞が続いています。中でも当時の毎日新聞静岡支局は、警察と一緒に袴田さんを追い詰める事をやっている。袴田さんは、当日火事になったので消火活動で屋根へ登るような事もやったらしくて、怪我をされたんですね、手のどこかに。何か所か怪我をして、その怪我を包帯で

巻いていたら、「あの包帯は一家四人を殺す時に刃物で出来た怪我だ」というような事を書き出したのは毎日新聞。その支局長がその経緯をずっと書いている本も出ています。もう、自慢話タラタラなんですね。支局に警察官の方からやって来て、「今日はこういう事がある」とか「袴田をいよいよ逮捕する事にしたから」とか、警察官から情報が知らされてくる事を手柄話として書いています。他の新聞はあまりそこまで酷くはないんですが。記事の数も圧倒的に毎日新聞が多かったんです。テレビのない時代ですから、新聞は報道の先端を行っていますから、なんとか自分たちがその一番先を行くんだという功名心に駆られて、捜査と一体となった事を平気でやっているのが袴田事件で分かる訳です。

最近の袴田事件の再審で、DNA鑑定により再審が開始になったが、そのDNA鑑定が実は正しい鑑定ではないという意見でひっくり返って（再審が取り消された）。一旦釈放された死刑囚の人をどうするのか、最高裁は再収監するのかという事は、我々、冤罪に関わって運動している人間にとって、今、最も大きな問題です。袴田さんがまた死刑囚として再収監されるような事になれば、本当にもう「日本の司法はここまで墮落したか」と言わざるを得ない状況になる。だからこそ袴田さんの問題は非常に重要です。この袴田さんの再審開始決定をおこなった静岡地裁の裁判官は袴田さんについて「これ以上拘置しておく事は耐え難いほど正義に反する」とまで書いたんですね。つまり、その静岡地裁の裁判官は珍しく正義感に燃えた人で「これ以上、袴田さんを死刑の危機にさらして拘置所に入れておくのはもう耐え難い」という様な事まで言って釈放してくれたんですね。冤罪の可能性のある死刑囚が釈放された例は日本では近代、明治以来全然ありません。袴田さんが唯一です。現在は最高裁で審理中ですが、最高裁でひっくり返ってやっぱり再審がダメだという事になった場合、法律的な理屈から言えば袴田さんはまた再収監されなくちゃおかしい訳です。だけど、そこまでやるのかというのが我々の考えです。

DNA鑑定だけが問題じゃないんです。袴田さんの事件は本当に証拠の数が多くて、もう次から次へと色々な問題が出てくる。今DNA鑑定している5つの着衣、これは裁判が始まって一年後位になって味噌樽の中から見つかったっていうものでしょ。明らかにおかしいんですよ。最初にはパジャマ姿で犯行をおこなったと言われていた。要するに、パジャマに血が付いていたから、彼はパジャマ姿で犯行を行い、消火活動もしたのだと。だから血が付いていて当然なんだと。でもその血たるや点々みたいなものでね、出血した血じゃないんです。それが一年後になってその5点の着衣っていうのが出てきて、血のベツトリと付いたズボンだのシャツだのが出てきたもんで、検察がそれをまた証拠として出した。検察がわざわざストーリーを変えてですね、これが本物の着衣だという事を出してきた。その5点の着衣のDNAが問題になった。確かにDNA鑑定っていうのは非常に微妙なもので、ある意味では科学的と言える訳ですがDNA鑑定だけが問題じゃないんです。その他いろんなものがたくさんあって、単なる状況証拠じゃなくて、もう「袴田さんが犯人ではない」と思える証拠もたくさんあるんですが、そ

れが段々と DNA 鑑定だけの問題になってきている。これは我々にとっては本当に嘆かわしい事です。そういうわけで、今、最高裁に行っている袴田さんの事件がどうなるか、袴田さん自身が再収監されるかどうか、これが大問題です。

## (2) 狭山事件

もう一つ、狭山事件というのは、袴田事件よりちょっと古い 1963（昭和 38）年の埼玉県狭山市で起こった誘拐殺人事件です。一審で死刑判決、二審では無期懲役になって、長い間千葉刑務所に入っていた石川一雄さんが 1994（平成 6）年に仮釈放になりました。第一次、第二次、第三次と、いま第三次再審請求をやっているところですが、これがまた証拠が非常に多くて、いろんな証拠があるんです。でも、これがことごとく自白とは違う。石川さんの自白とか、実際の犯行の態様とも矛盾する物的証拠がたくさんあります。DNA 鑑定は問題になっていませんが、多くの問題があります。これについて狭山事件の再審弁護団は非常に数多くの鑑定書を提出しているのです。最初の判決で出た話からちょっとずつ違ってくる。つまり判決で認定した事が、弁護側の再審請求の過程で、出す証拠によって崩れていく。崩れたなら、本当は冤罪だと言えればいいものを、裁判官が「いや、こうも解釈できる」という具合で解釈論を展開する。あくまでも「再審を開始しない」という結論に持っていくために「ああだこうだ」と解釈論をやる。つまり最初の実事認定、判決が、段々とニュアンスが変わってくるという課程が狭山事件では起っています。

この様に日本の冤罪は困ったもので、先程言いました袴田さんについて「これ以上拘置所に入れておく事は人道に反する」というように言った裁判官、DNA 鑑定を認めた裁判官、そして東京高等裁判所の「それはダメ」と言った裁判官、その決定内容の違いは天と地の差なんです。だいたい裁判で、人によって、あるいは裁判所の部によって、こんなに解釈が違ったら日本は法律なんていらんんじゃないかと言いたくなる位に、まるで違った内容の決定が出てしまう。それ位、日本の裁判所はある種、論理的におかしくなっているんですね。

裁判というのは、ある意味、国の根本なんですね。それこそギリシャ時代から、裁判はちゃんとしていないといけないと言われていた。それは人間の世界では当たり前というか、非常に重要な事であって、裁判が間違ふなんて事は許されない。人間社会で酷い事はたくさんありますが、酷い事があつた上に裁判がいい加減だったら全てがガタガタになる。それ位、裁判は重要な訳です。日本ではその危機に陥っているという事を皆さんご承知おき願いたいと思います。

## 2. 戦後（第二次世界大戦後）の冤罪

### (1) 敗戦直後の世相

戦後、つまり、帝銀事件が起きた頃の状況を思い起こしていただきたい。ご存知の通り、1945（昭和20）年8月15日にポツダム宣言を受諾しました。8月末頃から進駐軍が来て、マッカーサーが来て、GHQが出来る、という様な具合に進んでいきました。終戦時の内閣は、東久邇宮という皇族が総理大臣だったんです。ところがGHQが「皇族を総理大臣にしているのは駄目だ、日本も民主化しなくちゃいかん」という事で幣原喜重郎さんという、やりベラルな人が10月に総理大臣になった。この時ようやく、終戦後一ヶ月以上、二ヶ月近く経ってから、やっと治安維持法の関係者が釈放されるという位、日本の民主化は遅れていくんですね。戦後、GHQが来てすぐ民主化されたと私たちは考えがちですが、実は終戦後二ヶ月くらい、治安維持法関係者は府中刑務所にずっと入ったままでした。当時の憲兵がピストル振りかざして府中刑務所の中に入ってきて、「お前ら生きて逃がさないぞ」と言っていたとか。そういうエピソードがある位、府中刑務所の中では「今出たら殺されちゃうよ」というので、治安維持法関係者は何十人もいたらしいんですが、密かに外と連絡を取ったりしながら（釈放を）待っていたそうです。その間に新聞記者、ジャーナリストが見に来たそうですが「また進駐軍が来た」とってみんなビクビクしていたら、実はフランスの通信社の人で、その新聞記者が「日本では思想犯がまだ府中刑務所にいる」と暴露してやっと釈放された。終戦から二ヶ月後に思想犯がやっと釈放され、三ヶ月後に戦争犯罪人の逮捕が始まるというような具合で、日本の民主主義はパッと変わったんじゃなくて、徐々に徐々に変わっていった。つまり「治安維持法はまだそのままにしておけ」とか、「天皇のシステムを変えちゃいけないんだ」とかいう勢力がまだまだいたんですね。ですからGHQが次々と戦争犯罪人を巣鴨の拘留所へ送り込む中で、抵抗勢力を少しずつ排除していくという事があり、翌年1946（昭和21）年に公職追放と言って、官僚とか学校の先生とか、いろんな人が戦争協力したという事で公職に就けない、追放されるというような事もありました。ところが裁判官にはそれがなかったらしいんです。検事も、いわゆる特高の警察官も、アメリカが来た、進駐軍が来たと言ってすぐ別の部署に配属替えになったりする。そして何年か経ったら元に戻る。日本の公職追放というのは非常にザルでした。翌年あるいは翌々年あたりで、日本の民主化はどんどん後退していくという状況がありました。1947（昭和22）年に新憲法ができる訳ですが、刑事訴訟法はまだ改正ができていなくて暫定という事で、応急処置法というのが新憲法に則って裁判をやることになったにも関わらず、平沢さんの裁判はほとんど旧刑事訴訟法のやり方で進められたという状態でした。

この帝銀事件が1948年1月ですが、その少し前に寿産院事件という、何と八十何人もの赤

ん坊が殺害される事件がありました。この産院に赤ん坊を預けると、産院はほったらかしにして殺してしまう。床下にみんな置いていたという、そんな悲惨な事件です。終戦直後の混乱で、それほど命を粗末に扱っていた。日本の全体が悲惨な状況の中で変わろうとする、新憲法に則って変わってこうという勢力と、昔の勢力をそのまま温存したい、天皇を戦犯にはしない、という勢力。日本の中のこうした矛盾が散々ある中で、2年目、3年目が過ぎていく。そういう時に帝銀事件は起きたという事なんですね。ある意味、日本人は殺し合いをしてきた後ですから。空襲で死んだ人も何万人といる。ですから雰囲気として、日本人全体が人間の死体を見る事について少しも抵抗感がないような時代、とっていただいていたいいと思います。そんな時代に帝銀事件が起きて、銀行で16人に毒を飲ませて12人殺したとなったらこれは大事件である事は確かだけれど。何というか、日本がまだドロドロの状態の中で帝銀事件は起きたという事を考えていただきたい訳です。

この年表を見ていただくと（本誌174頁）、1949（昭和24）年、帝銀事件の翌年になって現在のJR、国鉄が10万人の首切り（解雇）をしました。戦争中、鉄道は大切ですから相当大勢の人が雇われていた。その首切りの時の国鉄の総裁が下山（定則）さんという人です。下山さんは技術畑の人で、国鉄で育ってきただけに、自分が首切りをやらされるのを非常に悩んだらしくて。下山事件は（下山総裁が）鉄道に轢かれて死んだという事件ですが、下山さんはその前から、数日前から精神状態がおかしくなっていて、アイスクリームを食べていてポタポタ落ちるのに気が付かなかったとか、フラフラ歩いていたとか、そういうエピソードがある位です。下山事件は自殺だと、自分が首切りの中心に置かされるのが嫌で、追い詰められた挙句自殺したという事を、松川事件（1949年福島で起きた列車往来妨害事件）の被告だった佐藤一さんが『下山事件全研究』（時事通信社、1976年）というこんな分厚い本に書いています。我々、冤罪に関わる人間が、一つのリトマス試験紙にしているのが下山事件なんです。下山事件は他殺だっている人は私らの仲間ではないんです。そこを皆さん是非ご承知おきください。もう非常に酷い言葉で言いますが、下山事件は自殺なんです。ところが当時の朝日新聞が他殺説の立場をとっているんですね。で、毎日新聞は自殺説ですよ。この毎日と朝日の角突き合いの中で、松本清張という小説家が下山事件はGHQの謀略だという事を書いたために、下山事件と、その少し後の三鷹事件、松川事件、この3つの事件が戦後の大冤罪事件として、今までずっと日本では言われてきた。ところが、私に言わせれば、その前に帝銀事件があるじゃないかと、帝銀事件こそ冤罪の原点だというのが私の考えです。確かに三鷹事件、松川事件にはGHQの謀略の関与もあるように思えるんですが、帝銀事件にも旧日本軍の秘密部隊の研究をアメリカが利用するためにGHQが捜査に介入したという話はあながち嘘ではなく、確かにその通りだったのかもしれないです。当時GHQは全てを管理していますから、GHQが色々介入してくるのは当然の事ですが、下山事件は自殺だという事だけみなさん頭の中に入れておいていただきたいと思い

ます。

戦後の混乱の中で帝銀事件は起きたんですが、先程の浜田さんのお話にもある通り、帝銀事件は典型的な自白冤罪事件の兆候がはっきりしています。全く物的証拠がない。平沢さんが薬を持っていたとか、そういう決定的な証拠が何にもなくて、ただただ自白と目撃者の「似ている」という証言だけで死刑になるという事件です。自白そのものを分析していけば、警察のいう所謂「秘密の暴露」とは違い、平沢さんが事件の事を知らない「無知の暴露」であるという事が色んなところに見えてくる。そういう事を浜田さんは鑑定書に書いてくださった訳です。私らはもう1970年代から関わっているんですが、帝銀事件をちゃんと再審まで持っていく事が出来なかった。平沢さんは獄死してしまい、その後も何もできなかった。本当に決定的な事がなかなか出来ないまま今日まで来た。私が森川哲郎さんに最初にお会いした時は、平沢さんがいつ死刑執行されるのか、何とかそれを阻止できないかという事で一生懸命でした。支援者、あるいは弁護団の立場からすれば、新しい証拠を出して再審を開始するという事ももちろん重要だけれども、何としても死刑執行されないようにするんだ。そのためには国会議員を巻き込んで、政府と交渉して、法務大臣と交渉してやらなくては駄目だという危機感に追われているような時期でした。多くの法務大臣が判子を押す事を躊躇したために、平沢さんは97歳まで生き延びて八王子医療刑務所で亡くなったというのがこの事件です。きちんと帝銀事件を問題にし、第二次大戦後の冤罪の始まりである帝銀事件をちゃんとクリアできなかった。我々の力が及ばなかったという残念さ、駄目さ加減がある事は重々承知の上で、私は今、第二十次再審に参加している訳です。

## (2) 松本清張史観批判

先程ちょっとお話した通り、松本清張は非常に有名な人で、新聞記者から小説家になった人です。一時期、1970～80年頃かな、松本清張原作でテレビドラマを作れば大当たりするのが続いて、松本清張といえば大作家と、テレビではまつり上げられる時代が続いてきました。ところが、帝銀事件に関しても、それから下山事件に関しても、松本清張さんは何でもGHQのせいにしちゃうんですね。もちろんGHQの影は来ているから、真犯人はGHQに近い人間だと言えりとしても、GHQのせいばかりにすると真犯人があっちの方にいると言っても裁判所は取り合わない訳ですよ。真犯人を突き出して冤罪が晴れた例はほとんどない。真犯人を追及するのは、冤罪事件ではあまり有効ではないんですね。もちろん真犯人を気にはしますが、真犯人が出てきたからといって、「ああ、間違えたごめん」と言う裁判官もいなければ、警察も、検察官も、真犯人が出てきたからといって「ごめんなさい」と言った例は本当に少ない。ですから、私たちはやはり社会全体として、日本ではなぜ冤罪が多いのか、という事を考えていかななくてはいけない。

### 3. 情報化時代の冤罪

#### (1) マスコミ先導型冤罪

私はずっと「人権と報道・連絡会」というところで報道の問題に携わってきました。報道で最初から犯人らしく書き立てると、証人は「あの人が犯人なんだ」と思い込んで証言台に立つので証言も曲がってしまう。裁判官も「これほど騒がれているから有罪にするしかない」と有罪の方へ傾いていく。こうした具合に、報道が先走って裁判の邪魔をするという問題があります。報道は、証人の気持ちを変えてしまう、証人にあの人が犯人だと思い込ませてしまう効果がある。そこで、我々（「人権と報道・連絡会」）は裁判が決定するまでは犯人の名前を呼び捨てにはしない、できるだけ匿名にして報道する、外国ではよくあるように、それ位の事をするべきではないのか。今は誰々容疑者と、容疑者を付けるようになりましたけれども。容疑者と呼ぶようになったのは1990年頃で、その前は全部呼び捨てです。袴田であり、平沢であり、全部呼び捨て。「呼び捨ては酷すぎる、冤罪が多いのはマスコミのせいだ」と私ら（「人権と報道・連絡会」）が運動して、容疑者と付けるようになったのです。容疑者と付けただけで中身はほとんど変わらない、今でも酷いもんです。

#### (2) 1980年代の4つの死刑再審無罪事件

報道の問題は、日本では非常に重要です。政治とか、裁判とか、そうした日本の国を形作る根幹のシステムがありますが、そこにマスメディアが入ってきたために、日本では外国とは違う冤罪が生まれてきている。特に1980年代の4つの死刑再審無罪事件、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件。この4つは1980年代にみんな死刑囚が再審無罪になって出てきた。これは画期的な事で、本当は日本の裁判所は全部懺悔しなきゃいけないはずですよ。ところが日本では全然変わらなかったんです。まあ、私らにも弱みがあったんです。免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件と（再審無罪が）続いた後、冤罪事件で手を組んでもっと運動を繰り広げようじゃないか、という動きがいくつかはありましたが、なかなかうまくいかない。みんな孤立していってしまう。早い話、自分のところの冤罪の被告が助かればもうそれで精一杯、そこまで勘弁してくれ、という状態が今だに続いているんです。私らは何とかしてぶち壊さなきゃいけないと思い、他の事件の方たちと連帯を強めていく事をやろうとしているんですが、なかなかうまく進みません。

#### (3) 帝銀事件、平沢貞通さんの死後再審、20次

今はネットの社会。ネットで大騒ぎされる、ネットが炎上する。すぐに「誰が怪しい」って

話になっちゃう。何しろマスコミ、警察が動き出す前に「あいつが怪しい」と言い出す時代になってきている。こうした複雑化した社会の中で「そうではない」と、きちっとした近代的な法律、証拠に基づいて、証拠の厳密さに基づいて裁判は進めなければいけないという考え方がどんどん後退している。裁判員裁判なんて本当に感情的です。だから薄々と感じていらっしゃると思いますが、裁判員裁判に出た被告達は、もう何言っても駄目なんです。もう最初から裁判員たちも黙って「あいつが怪しい、あいつが犯人だ」と思っている人が大部分。私も裁判員裁判を傍聴したり、証人になったりした事がありますが、裁判員裁判は、良い面が2だとすれば悪い面が8です。しかも裁判員裁判に被害者参加制度があるのをご存知でしょうか。裁判員だけでなく、被害者が裁判に参加できる。被害者が苦しいのは当たり前。被害者が苦しければそれは福祉問題として国家が被害者の面倒を見るべきなんです。ところが今は裁判に出てきて「お前がちゃんと自白しないのはお前が悪いんだ」と遺族が被告人を責める訳ですよ。それを見て、被告にされた人は「もう裁判はやめよう、嫌だ」と言って抗議をしない。一審で死刑になってしまえば諦める人さえ出ている位に、裁判制度、司法制度が腐敗、墮落している。それは何も裁判官、検察官だけの問題でなくて、裁判員とか、一般の人達の間でも、この変な制度について考えなければいけないということです。だって、被害者が直接犯人を責める事になったら、これは江戸時代に逆戻りです。そうしちゃいけない。自分で復讐しちゃいけないので近代的な法律ができたはずなのに、それがもう通らない時代になってきた。この不思議な時代に帝銀事件の第二十次がさしかかってきているので、我々も必死になって何とかしようとしている訳です。

## おわりに

最後に一つ私がお願いしたい事は、最近のテレビ、新聞で、特に政治家とか、実業家とか、自治体の長とか、みんな「安心、安全」と言うんですね。ところが、原発事故、あるいは天災が色々とあった時代ですから、安全に対して努力するのは当たり前。これはもう是非やって欲しいんだけど、「安心、安全」が合言葉みたいになっちゃっている。ところが、安心というのは、安心さえすればいいというものではない。冤罪をなくすために、もう少しみんなが疑ってほしい。こういう難しい時代だから、色々と犯罪が起きる。犯罪は一種の社会の病気だと思って、あの人は何であんな事やったんだろうと考えてほしい。あおり運転がああだ、こうだと、大騒ぎしていますが、あおり運転をする人はどういう気持ちであおり運転やっているのか。道路事情など社会インフラそのものに問題があるのではないかな？ そういった事にちょっと気持ちを変えていけば、この「安心、安全」という呪文、一種の神話みたいなものですよ。「安心、安

全のため」と言えば、みんなが「はい、分かりました」と言う、そんな時代ではいけないんじゃないか。少なくとも安心については疑って「こんな事では絶対安心はしないぞ」と。冤罪をなくすまでは頑張ろうという気持ちで、「安心、安全」という言葉をちょっと疑っていただきたい。それが私の最後のお願いです。ありがとうございました。

**〔追記〕**

本稿は、2019年1月26日（土）に明治大学生田キャンパス中央校舎6階メディアホールにて開催された第9回企画展特別プログラム講演会第2回「帝銀事件第二十次再審請求の現状」の書き起こしを加筆・修正したものです。本文中の（ ）内は資料館による補足です。

参考資料（山際永三氏作成・提供）※講演会当日配布資料を基に作成

## 日本における冤罪の系譜 帝銀事件は戦後冤罪の原点

2019年1月26日 明治大学生田キャンパス

帝銀事件再審をめざす会代表 山際 永三

### 1. 袴田事件および狭山事件

- (1) 袴田事件（清水こがね味噌会社事件）1966年（52年前）。死刑事件。  
1審の裁判官だった熊本典道氏の告白。検察官調書45通の1通だけ採用。  
多数の検察側証拠について解明されていない。当時の新聞報道の影響大。  
2014年3月、第2次再審の静岡地裁は、再審開始を決定、死刑囚につき「これ以上の拘置は耐え難いほど正義に反する」とまで述べて身柄を釈放。  
だが検察側が抗告、東京高裁が取り消し、DNA型鑑定についての評価で争われている。  
現在最高裁、死刑囚を再収監するかどうかが大問題。
- (2) 狭山事件、1963年（55年前）。1審死刑、2審無期。  
1977年第1次再審請求、1994年石川さん仮釈放。2006年第3次再審請求。  
弁護側の鑑定（無罪証拠）多数。検察側の証拠開示も進んでいる。

### 2. 戦後（第2次世界大戦後）の冤罪

- (1) 敗戦直後の世相  
1945年8月15日 ポツダム宣言受諾、敗戦。進駐軍・GHQによる占領。  
10月9日 内閣は、東久邇宮から幣原へ。  
10日 治安維持法関係者・思想犯の釈放（敗戦後2ヶ月）。  
11月19日 戦争犯罪人の逮捕。ただし天皇の戦犯訴追なし。  
1946年1月4日 公職追放はじまる。ただし裁判官には追放なし。  
4月10日 婦人参政権初選挙。  
8月 小平義雄事件（10人？の殺人）。  
1947年5月3日 新憲法、刑事訴訟法は暫定の応急措置法。  
1948年1月12日 寿産院事件（85人ともいわれる乳幼児の殺人事件）。  
26日 帝銀事件（1947年、71年前）  
1949年6月 国鉄（現・JR）の10万人首切り、下山事件は自殺。  
7月15日 三鷹事件（三鷹駅における電車転覆事件）  
8月17日 松川事件（福島県松川町の東北線での列車転覆事件）

- (2) 松本清張史観批判

### 3. 情報化時代の冤罪

- (1) 1980年代の4つの死刑再審無罪事件  
免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件
- (2) マスコミ先導型冤罪
- (3) 帝銀事件、平沢貞通さんの死後再審、20次。

## 帝銀事件年表

1947年10月14日	安田銀行荏原支店（品川区）で類似事件
1948年1月19日	三菱銀行中井支店（新宿区）で類似事件
1月26日	帝国銀行椎名町支店（豊島区）で本件発生
1月27日	安田銀行板橋支店で帝銀の小切手交換
6月12日	名刺捜査班が小樽の平沢氏に事情聴取
7月17日	別の容疑者逮捕、自白するがアリバイ判明し釈放
8月21日	名刺捜査班が小樽で平沢氏を逮捕、警視庁に護送
8月23日	警視庁での警察官による過酷な取調べ
8月26日	高木一検事による取調べ始まる
9月3日	別件私文書偽造同行使で起訴（日本堂事件）
9月23日	帝銀事件の自白始まる
10月8日	拘置所に移送
10月12日	帝銀・安田・三菱各事件で追起訴
12月10日	第1回公判、平沢氏否認 以後60回の公判を経て
1950年7月24日	東京地裁で死刑判決
1951年9月29日	東京高裁で死刑判決
1955年4月6日	最高裁で上告棄却、死刑確定、直ちに第1回再審請求
1957年6月1日	第3回再審請求
1962年6月28日	「平沢貞通氏を救う会」結成（森川哲郎氏ら）
11月24日	平沢氏仙台の宮城拘置所に移送、死刑執行せまる
1963年1月26日	獄中画の第1回展覧会
1964年4月12日	日活映画「帝銀事件・死刑囚」
1965年3月19日	森川哲郎氏ら偽証罪で逮捕
1969年2月10日	再審特例法案（占領下の死刑確定者に再審を）
7月8日	法務大臣が特例法案の代わりに恩赦をと言明
1971年11月30日	森川氏懲役1年6月の実刑確定
1974年11月15日	平沢氏東北大学病院に入院
1981年1月29日	森川武彦氏が貞通氏の養子となる
1982年12月17日	森川哲郎氏死去
1985年4月29日	貞通氏仙台から八王子医療刑務所に移送
1987年5月10日	貞通氏八王子医療刑務所で病死（95歳）
1989年5月10日	第19次再審請求（平沢武彦氏）
2013年8月20日	平沢武彦氏死去
2015年11月24日	第20次再審請求（貞通氏親族）